

熱海市ワーク・ライフ・バランス推進計画【概要版】

1 概要

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の趣旨に基づき、特定事業主である熱海市役所として、職員一人ひとりが仕事、家庭、地域活動、自己啓発等の個人の生活の調和が図られ、全ての職員がいきいきと活躍できる職場の実現に向けて取り組むものです。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 対象者

熱海市長、熱海市教育委員会、熱海市消防長、熱海市議会議長、熱海市代表監査委員、熱海市選挙管理委員会又は熱海市農業委員会が任命する職員（臨時的任用職員及び一般職の非常勤職員を含みます。）

4 計画の構成

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた現状分析

(2) 目指す姿

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的取組

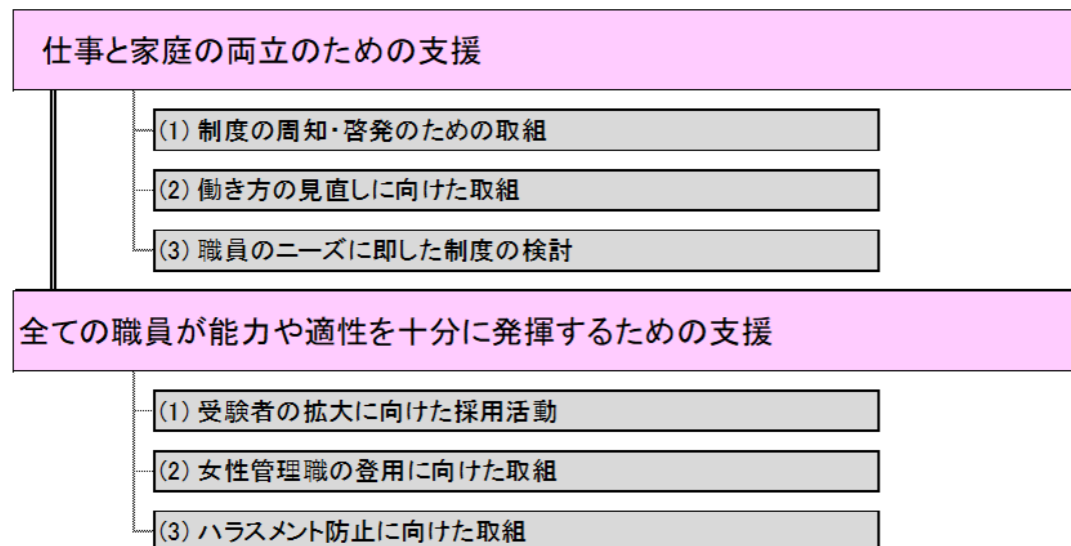
ア 仕事と家庭の両立支援

イ 全ての職員が能力や適性を十分に発揮できるための支援

5 目指す姿

仕事、家庭、地域活動、自己啓発など個人の生活の調和が図られ、全ての職員がいきいきと活躍できる職場の実現に当たり、次のとおり取組を進めていきます。

(1) 体系



(2) 数値目標

区分	基準値	目標値
採用した職員に対する女性比率	35.3% (平成31年4月1日現在)	毎年度35%以上
管理職にある職員に占める女性比率	5.4% (平成31年4月1日現在)	10%以上 (令和6年4月1日現在)
年次有給休暇の取得日数	7.9日 (平成30年度)	10日以上 (令和6年度)
男性の育児休業取得率	0.0% (平成30年度)	10%以上 (令和6年度)
配偶者出産休暇取得率	58.4% (平成30年度)	100% (令和6年度)
育児参加のための休暇取得率	0.0% (平成31年度創設)	100% (令和6年度)
配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数	1.8日 (平成30年度)	5.0日以上 (令和6年度)
介護休暇制度を利用した職員数	0人 (平成30年度)	1人以上 (令和6年度)

6 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的取組

(1) 仕事と家庭の両立のための支援

ア 制度の周知・啓発のための取組

・各種制度の周知、相談体制の整備

イ 働き方の見直しに向けた取組

・男性の育児参加の促進

・仕事と介護が両立できる職場環境づくり

・休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくり

・長時間勤務縮減の促進

ウ 職員のニーズに即した制度の検討

(2) 全ての職員が能力や適性を十分に発揮するための支援

ア 受験者の拡大に向けた採用活動

・民間が実施する説明会の活用

イ 女性管理職の登用に向けた取組

・キャリア形成やマネジメント能力向上のための研修への派遣

ウ ハラスメント防止に向けた取組

・苦情・相談窓口の周知

・ハラスメント防止のための研修の実施